2013年5月15日

川口市民オンブズマン

「監査請求に係る結果」に対する所見

当会会員ら3名が2009年度分（平成21年度分）政務調査費の支出のうち、下記について不適切な支出とし返還を求めた。

1、「広報発行等に関する政務調査費の支出：議員33名分(21,941,653円)」按分し　10,970,827円

2、「自由民主党、公聴費（来客用コーヒー代167,265円）」按分し　83,633円

1、川口市監査委員は住民監査請求に係る結果について（通知）は以下のとおりである。

1、広報発行等に関する政務調査費の支出

返還請求金額　10,970,827円に対し監査委員が認定した返還金額は628,308円。

2、自由民主党　公聴費（来客用コーヒー代）の支出

当該金額（83, 633円）については、監査期間中の平成25年3月21日に同会派から市に返還されたことを確認したとし、83,633円が返還された。

3、返還合計金額

上記1,2、の返還請求合計金額22,025,286に対し、返還合計金額は711,941円の支出を不適切と認め市に返還されるに止まった。

住民監査請求における監査対象金額（または返還請求金額）は以下のとおり。

項目	監査対象金額 （返還対象金額）	備考
広報発行等に関する支出	21,941,653円 （10,970,827円）	議員33名、2会派（自民・共産）が該当。広報紙発行関連費用について政務調査費で全額支出したものが対象。
公聴費に関する支出	167,265円 （83,633円）	1会派（自民）が該当。来客用のコーヒー代に関する支出が対象
合計	22,108,918円 （11,054,460円）	

2、監査結果についてについて以下のとおり請求人の所見を述べる。

請求の要旨

1、広報発行等に関する政務調査費の違法または不当な支出

市政報告等の広報発行に関する政務調査費の条例と規程及び手引きに反する支出について自由民主党川口市議会議員団、日本共産党川口市議会議員団の2会派及び議員33名の支出を指摘した。

上記各議員に対して支出金額の返還請求を求める理由。

川口市議会政務調査費の交付に関する条例第1条に、この条例は、地方自治法　第100条第14項及び第15項の規定に基づき、川口市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」とあり「第6条　会派又域議員は、政務調査費を別に定める使途の基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と定めている。

また、手引きでは政務調査費の使途に係わる運用方針として、政務調査費の支出に関する二つの原則である「実費弁償」・「費用按分」を定め、「費用按分」については実態として議員活動が混然一体、多面的であることを大前提としている。

会派・議員が政務調査費で広報活動を行う場合、当然ながら会派名・議員個人名を周知したうえで行うことが必要であり、名前や顔写真等により会派名・個人名が特定できる掲載内容になることは否定できない。そして，広報紙の内容が，会派・議員本人の顔写真や氏名を目立つ場所に大きく記載するなど、単なる会派・議員個人の宣伝の場と化することが珍しくない。議員が活動をするうえで公人としての議員活動（会派としての個人の集合体を含む）と政治家個人としての活動が混然一体であり、また、広報活動と宣伝活動の両者を峻別することは実際には困難である。そして、政治家個人としての宣伝活動のために政務調査費を利用することを「議員の調査研究に資する」とすることは違法であり、納税者の納得も得られないと考える。これまでのことから、印刷・配布等の費用のうち、按分したうえで政務調査費を充てることができると考えるが、現在、川口市議会の手引きでは按分比率は最大で2分の1となる。

上記に示す会派・議員は、調査研究活動、議会活動及び市政に関する報告・PRとして、広報紙等を発行し、発行に係わる費用をいずれも全額を政務調査費から支出しており、上記のことから本件支出における政務調査費の全額支出犠認められない。

今回の監査請求、返還請求金額　21,941,635円に対し監査委員が認定した返還金額は628,308円であった。

2、自由民主党　公聴費（来客用コーヒー代）の支出

自由民主党の市議会議員控室における「来客用コーヒー代、167，265円」を公聴費（来客用コーヒー）とし全額支出した。この支出は按分1／2に反した支出であるとして返還を求めた。

しかし監査結果によると、文意「この支出は按分1／2に反した支出であり返還を求める必要があると認められるが、当該金額（83，633円）については、監査期間中の平成25年3月21日に同会派から市に返還されたことを確認した。このことから、本件請求については、特に措置する必要はないものと判断する。」であった。

此の事は指摘を受けなければ結果として支出が認められてしまう公金支出の管理の杜撰さが明らかになった例である。

3、監査委員の判断について

本件請求人らは過去数回にわたり住民監査請求を行い監査委員の「監査請求に係る結果」を示されてきた。過去を含み請求人らが指摘する不具合についての監査委員の判断は請求人らの判断と大きく隔た

りがあり「法以下の定めについての解釈が議員寄りである」と強く感じている部分がある。

今回の判断で監査委員が不適切と認定した事例は、違法または不当であることが余りにも明白なものであり、議員らの活動の範囲を拡大解釈することが不可能であったものに限定されている。議員らの作成する市政ニュースなどの広報紙を一見し「政務調査費の手引き使途項目　広報費の内容、 調査研究活動、議会活動及び市政に関する報告・ＰＲ に要する経費」の範疇とは言えないと感じるものが多い。

しかし少数の議員ではあるが広報紙の内容が明確に市政報告であり、市民に対し真摯な内容で発行されている例がある。このような議員らの政務調査報告書（個表）の記載内容及び会計処理上についても正確な処理がなされている事実もある。

今回の監査結果において広報紙等の内容に関して（イ）個別判断として示されている考え方について以下が示されている。

文意「・・広報紙等の内容に関する事項以外の指摘事項のうち、監査請求書の「備考」欄に『領収証数量なし会計処理上不可』等とある領収書等の記載事項に関する指摘については、領収書等に数量等の記載がなくとも、領収先において正規に発行された領収書等と認識できるものであり、かつ、その金額等が不自然なものでない限り、支払の確認ができないとまでは言えないので、数量等支払の内容について政務調査報告書（個表）その他により確認できる場合は、原則として適正なものと判断した。また。これに該当するものについては、「個別監査結果一覧表」の「備考」欄に、「数量は〇〇〇枚であることを確認した」等と記載した。」

上記の判断は本件が公金であるから、その支出を報告する政務調査報告書（個表）に定めに従い領収証に記載されるべき事項を記載した領収証を添付することが当然であると判断するべきである。

記載のない事例に対し監査委員がこれを補足するために「数量は〇〇〇枚であることを確認した」等と記載する裏付け確認を行うのは不可解であり、不完全な政務調査報告書（個表）は会計処理上不可であることを明確に示すことが必要である。これを明確にしなければ今後も議員らは不完全な政務調査報告書（個表）でも監査委員が補足するからよし、の処理となる可能性を否定できないことになる。

今後、監査委員におかれては本件住民監査請求に係る結果について（通知）4　意見に記載された「政務調査報告書（個表）に関し、広報紙等の印刷枚数等、支出に係る内容の記載が十分とはいえないものや印刷物について裏面のコピーが添付されていないもの等が見受けられたので、丁寧で明確な記載並びに資料の的確な添付について、より一層配意する必要がある。」に従い監査されるよう願うものである。

4、市長、議長、監査委員へ書簡送付

市長、議長、各議員においては、今回の監査結果と共に当会の政務活動費に関する申し入れ書(平成24年11月23日)も踏まえて公金の支出に関する改善を期待したい。

なお、当所見は別途、市長・市議会議長・監査委員へ書簡として送付しました。

以上